



平成 31 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー  
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太  
(コード番号：3686 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 高倉 喜仁  
(TEL. 03-3221-3980)

### 課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成 30 年 2 月 13 日に公表いたしました「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、課徴金についての審判手続開始決定書を金融庁長官より受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金額 1 億 3,540 万円）を納付いたします。

当社は、このたびの事態を厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通して再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上